

環境影響評価法の改正概要等

1 法改正

平成 23 年 4 月 22 日(金)可決 平成 23 年 4 月 27 日(水)公布

2 改正法施行予定

政令で定める日(今後の省令等の改正作業の進捗による)

- ・戦略的環境アセスメント及び(事後)報告書関係は公布後 2 年以内、それ以外は 1 年以内

3 改正法の概要

(1)対象事業の追加

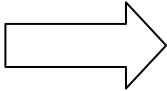
- ・風力発電施設(施行令の改正による)

(背景)

- ・低炭素社会への転換に向けた再生可能エネルギーの普及促進
(風力発電は出力不安定ながら発電コストが比較的安価)
(2010 年度末国内 219 万 kW=1,683 基、2010 年度末世界全体 19,439 万 kW)
- ・風力発電設備の導入に伴う周辺環境への影響の顕在化
(騒音・低周波音による健康被害の苦情等、鳥類に対する影響、土地改変による生態系・水環境への影響、シャドーフリッカー、景観 等)

(2)戦略的環境アセスメント(SEA)制度<新設>

(目的)

- ・事業の早い段階での環境影響の把握
 - ・複数案の比較評価と配慮事項の整理
- 

重大な環境影響の
回避・低減

(対象)

- ・第一種事業(規模が大きく環境影響の程度が著しいもの)
- ・事業の実施に枠組みを与える計画のうち**事業の位置・規模等の検討段階**のもの
- ・第二種事業は事業者が任意に実施

(意見の反映等)

- ・住民や専門家からの「地域環境情報」の把握
- ・地方公共団体による必要な環境情報の提供、意見の提示、専門家の活用、評価文書等の周知協力等
- ・国(環境省)は意見の提示、取組みへの支援(評価文書の周知など)

(手続き)

- ・SEAの発議(計画の検討開始の公表等)
- ・評価方法の検討(地域特性・事業特性、複数案、評価項目、調査、予測、評価)
- ・評価文書(配慮書)の作成・公表・意見の把握
- ・住民・知事等意見の反映による計画決定

(3)方法書関係

(作成図書)

- ・方法書のみ ⇒ 方法書及びその**要約書**

(コミュニケーション)

- ・**住民説明会**の開催

(政令市長の意見)

- ・[政令市域のみでの事業の場合]**政令市長から直接、事業者へ意見提出**

(環境大臣意見)

- ・評価項目等の選定に関する主務大臣意見では環境大臣の意見の聴取を義務づけ

(4)準備書関係

(政令市長の意見)

- ・[政令市域のみでの事業の場合]**政令市長から直接、事業者へ意見提出**

(5)評価書関係

(環境大臣の助言)～努力規定

- ・[許認可権者が地方公共団体等であるとき]意見を述べる時は、環境大臣の助言を求める努力をすること

(6)報告書関係<新設>

(目的)

- ・評価書段階で確定した環境アセスメント結果に係る環境保全措置等の結果報告

(環境大臣の意見)

- ・許認可権者は環境大臣の意見をもとにして事業者への意見提出を行う

(7)電子縦覧<新設>

(対象図書)

- ・**方法書、準備書、評価書、及びそれらの要約書**

※配慮書、報告書には電子縦覧の規定なし

(背景)

- ・インターネットの普及による電子縦覧、意見受付を行う自治体の増加
- ・自治体、事業者のほとんどがHPを有し、情報発信が可能
- ・海外における、インターネットによる環境アセス関係の情報提供制度化の普及

4 市条例の改正に向けて

(1) SEAの導入

(2) 事後調査のあり方

(3) 情報提供・住民参加等

(4) 対象事業の追加

(5) 法規定事務処理への対応

(6) 道条例との整合性